

仕様書

1. 案件名称 屋外広報板（淀川区役所）修繕
2. 案件内容 本市指定場所に設置された屋外広報板の修繕
3. 数量 11基
4. 実施期限 令和8年3月19日（木）
5. 履行場所
- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①木川小学校 北東（広報板 No. 7） | 大阪市淀川区木川東3丁目7番 |
| ②木川公園 北東（広報板 No. 8） | 大阪市淀川区木川西3丁目7番 |
| ③木川公園 西側（広報板 No. 9） | 大阪市淀川区木川西3丁目7番 |
| ④三国小学校 西北（広報板 No. 24） | 大阪市淀川区三国本町3丁目9番 |
| ⑤十三公園 南西側（広報板 No. 60） | 大阪市淀川区十三元今里1丁目1番 |
| ⑥三津屋小学校 南側（広報板 No. 61） | 大阪市淀川区三津屋中1丁目4番 |
| ⑦新北野中学校 南東（広報板 No. 75） | 大阪市淀川区新北野2丁目13番 |
| ⑧塚本小学校 南西角（広報板 No. 79） | 大阪市淀川区塚本3丁目5番 |
| ⑨美津島中学校（広報板 No. 91） | 大阪市淀川区加島1丁目54番 |
| ⑩宮原小学校 北西（広報板 No. 97） | 大阪市淀川区三国本町1丁目16番 |
| ⑪十三市民病院 東側（広報板 No. 119） | 大阪市淀川区野中北2丁目12番 |
6. 仕様
- (1) 広報板に取り付ける板面の作成
- (タッカーを使用し、ラミネート加工したポスターを固定できるもの)
- ・広報板の形状、寸法は、別紙2「広報板形状、寸法」のとおり
 - ・広報板に取り付ける板面の形状、寸法
 - (サイズ) 縦780～795mm×横1760～1770mm×幅10～11mm
 - (材質) 耐水合板（板厚9mm程度）の表面に掲示板用ビニールレザーを貼付
 - (カラー) アイボリー
- (2) 板面の広報板への設置
- ・現状設置されている板面と「5. 履行場所」にある広報板に上記(1)により作成した板面を取り換えて設置し、設置後に広報板外枠と板面の間の隙間を防水・ガタ防止のため、ゴム状のひも等で埋めること。
(別紙3「板面設置にかかる参考写真」を参照。)
 - ・設置作業の際、適正に安全管理をするとともに、周囲のものを傷つけないこと。
- (3) 交換した板面の処分
- ・交換した板面等、本業務により排出された廃棄物は受注者において処分すること。

なお、処分に当たっては法令等に従って適切に行うこと。

7. 提出書類

業務完了後に、業務完了報告書及び現状写真（作業前・作業中・作業後）を提出し、発注者による検査を受けること。

8. 諸注意

- (1) 受注者は設置作業に際して十分な安全対策を施すこととし、契約締結後、広報板修繕にかかる仕様の事前調整、設置日時、設置場所及び設置方法等は事前に事業担当者と打合せすること。また、修繕にあたっては、事前に採寸等の現地確認を行うこと。
- (2) 設置日時及び設置方法の確認後、必要な場合は、事業担当者も同行のうえ現地確認を行うものとする。
- (3) 設置にあたり、周辺道路に作業範囲が及ぶ場合は、受注者が関係官公署と調整・連絡し、その指示に従い諸手続を行うこと。なお、諸手続きに要する費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は事業担当者に事前によく質問し、その内容を熟知の上、修繕を行うこととする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (5) 修繕の際には大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置にかかる特記仕様書に従うこと。
- (7) 職員等の公正は職務の執行の確保に関する条例に基づく職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書に従うこと。

事業担当

大阪市淀川区役所政策企画課 担当：宮上・八木

電話 06-6308 - 9405

位置図

別紙1

① 木川小学校 北東（広報板 No. 7） 大阪市淀川区木川東3丁目7番



★ は掲示板の位置
(以下同様)

② 木川公園 北東（広報板 No. 8） 大阪市淀川区木川西 3 丁目 7 番



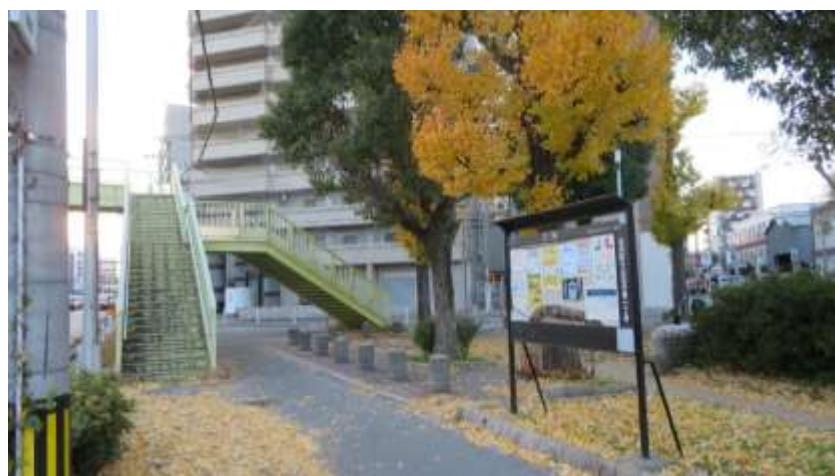
③ 木川公園 西側（広報板 No. 9） 大阪市淀川区木川西 3 丁目 7 番



④ 三国小学校 西北（広報板 No.24） 大阪市淀川区三国本町3丁目9番



⑤ 十三公園 南西側（広報板 No.60） 大阪市淀川区十三元今里 1 丁目 1 番



⑥ 三津屋小学校 南側（広報板 No.61） 大阪市淀川区三津屋中1丁目4番



⑦ 新北野中学校 南東（広報板 No.75） 大阪市淀川区新北野2丁目13番



⑧ 塚本小学校 南西角（広報板 No.79） 大阪市淀川区塚本3丁目5番



⑨ 美津島中学校（広報板 No.91） 大阪市淀川区加島 1 丁目 54 番

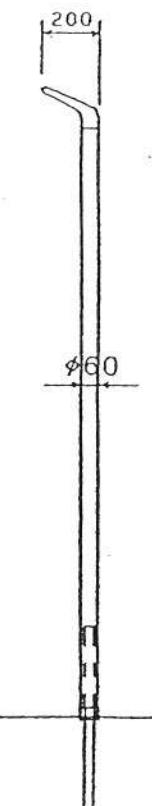
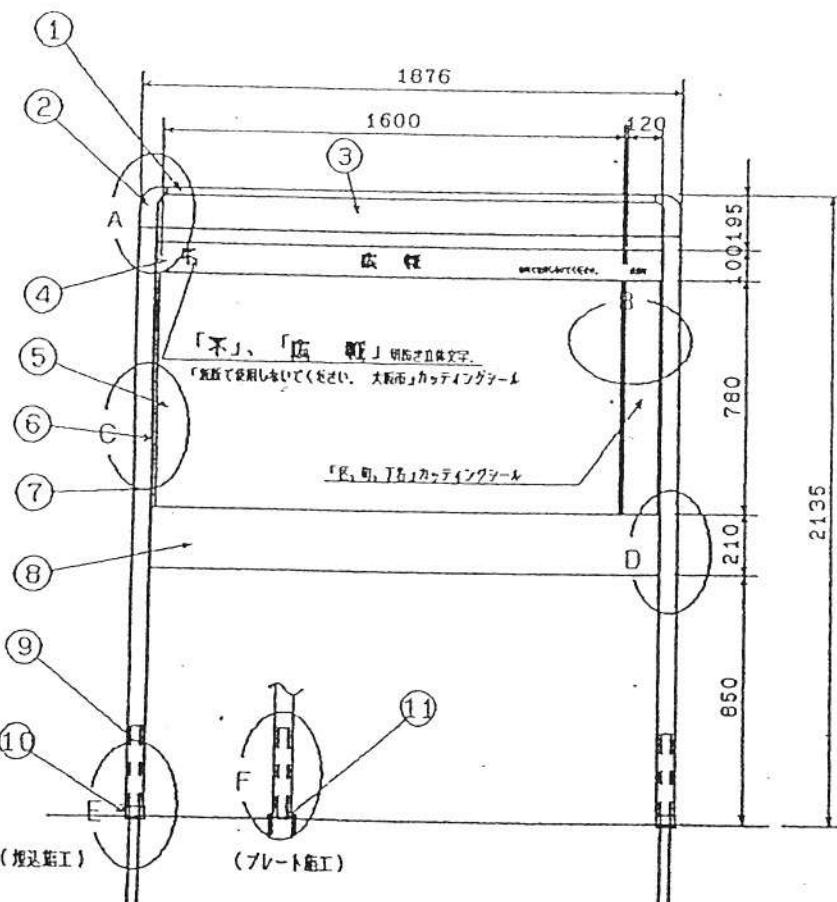


⑩ 宮原小学校 北西（広報板 No.97） 大阪市淀川区三国本町1丁目16番



⑪ 十三市民病院 東側 (広報板 No.119) 大阪市淀川区野中北 2 丁目 12 番





番号	名 称	材 質
1	差額棒	A6063S-T5
2	コーナー金具	AC4C
3	足根板	A6063S-T5
4	上枠	A6063S-T5
5	表示板	アルマイト塗装木目調アルミニウム
6	脚袋	A6063S-T5
7	支柱	A6063S-T5
8	下枠	A6063S-T5
9	補強金具	STKRA44-ステンレス △
10	押込金具	A6063S-T5
11	フレート	STKRF44-ステンレス △

* 診定無き文字書体は、角ゴシック体。

図名 大阪広報板△
GSOタイプ

＊
全体図

尺度(B4)
1:15

作成 1991.04.08
制定
廃止

作図
柱

△X1	H6.10.26	金山	記入モレによる追加
△X2	H4.4.16	柱	材質変更
日付	担当	記事	
図番			5



板面設置にかかる参考写真（一例）

別紙 3

- ① 広報板のひさし部分を取り外します。



広報板のひさし部分の
取り外し後

- ② 広報板の両側侧面のカバーを取り外します。



広報板の側面の
カバー取り外し後

- ③ 広報板の上部のプレートを取り外します。



広報板の両側側面のネジを
外し、上部のプレートを取り外

広報板の上部のプレート

④ 製造した板面を広報板の上部より差し込みます。

(参考1：板面差し込み口（上部）)

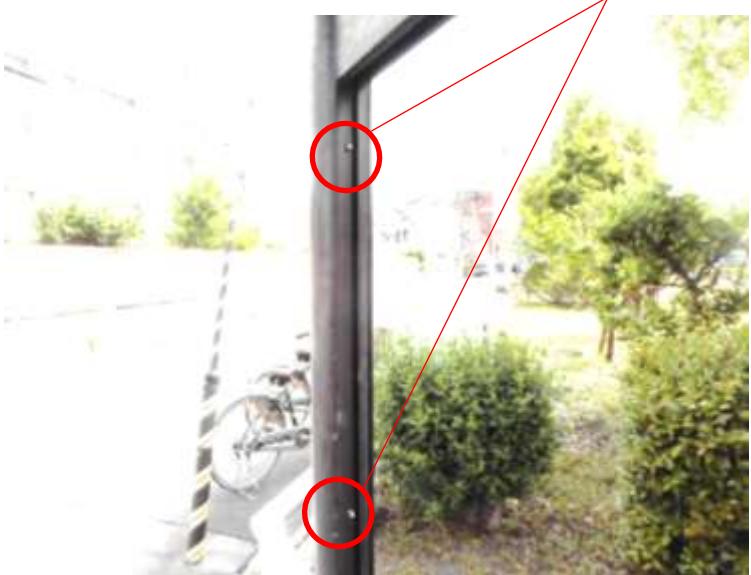


(参考2：板面差し込み口（下部）)



(参考3：板面差し込み口（左側侧面）)

※左側侧面は、板面を差し込んだのち、ネジにて外側より固定してください。



(参考4：板面差し込み口（右側側面）)



- ⑤ 製造した板面を広報板の上部より差し込んだのち、ゴム止めで上下面及び左右両面を止めます。

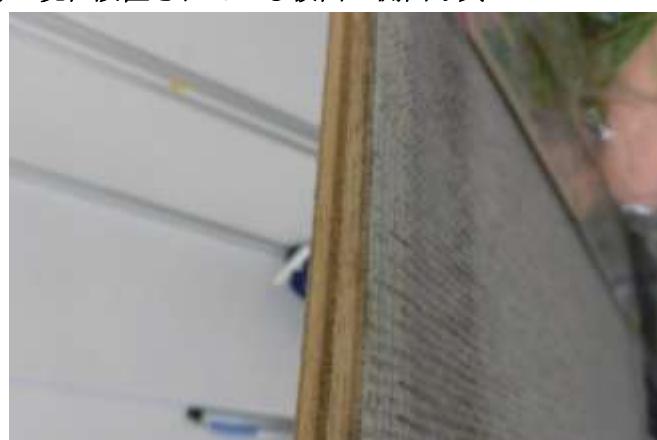
(参考：ゴム止め写真)



※作業完了後、広報板を元の状態に戻してください。

※ネジについては、一部回りにくいものがあることが想定されますので、
ご注意ください。

<参考：現在設置されている板面の側面写真>



特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、
公益通報の内容を発注者(淀川区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第
12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(此花区役所総務課)へ
報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に
協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に
関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定
に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の
指定を取り消すことができる。)

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要
求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の淀川区役所総務課(連絡先:06-6308-9927)に
報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

(1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）

第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン 第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えず利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。